

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○有害図書類の指定……………	(生活文化・青少年室)	23
○救急告示医療機関の撤回告示……………	(医療政策課)	23
○救急告示医療機関の一部改正告示……………	(医療政策課)	24
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(土地改良指導課)	25
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………	(土地改良指導課)	25
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………	(土地改良指導課)	25
○道営土地改良事業計画の決定……………	(土地改良指導課)	25
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	25
○土地改良事業の施行の認可……………	(土地改良指導課)	26
○土地改良事業の施行の同意……………	(土地改良指導課)	26
○土地改良事業の計画変更の同意……………	(土地改良指導課)	26
○土地改良事業の工事の完了の届出……………	(土地改良指導課)	26
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(土地改良指導課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	26
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(建設管理室技術管理課)	27
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	28
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	29
○海岸保全区域の指定の一部改正……………	(砂防災害課)	29
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定……………	(物品管理課)	29

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	29
----------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	31
○特定調達契約に係る入札の公告……………	32

告 示

北海道告示第396号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑 誌	11803-04	ウォーB組	2004年4月号 株式会社マガジンマガジン
同	07653-4	月刊ビタミン	2004年4月号 株式会社竹書房
同	20438-4/13	週刊大衆増刊パパラッチ	2004年4月13日号 株式会社双葉社
同	18613-04	メンズゴールド	2004年4月号 株式会社リイド社
同	02591-04	カルビPOWER	2004年4月号 若生出版株式会社
同	08397-04	マガジン・ウォー	2004年4月号 株式会社マガジンマガジン
同	07373-04	ヴァッカ!	2004年4月号 パウハウス
同	04167-04	Street SUGAR	2004年4月号 株式会社サン出版
同	08023-5	別冊BUBKA	2004年5月号 株式会社コアマガジン
同	18124-5	ZIGEN exciting	2004年5月号 株式会社大洋書房
同	08841-05	ヤンツマ 若妻	2004年5月号 株式会社パウハウス
同	06235-4	Chu ッチユツ	2004年4月号 株式会社ワニマガジン社
同	18400-5	人妻の本当にあった淫らな話	2004年5月号 株式会社一水社
同	08598-5	Men's YOUNG SPECIAL	2004年5月号 株式会社双葉社
同	16152-4	ドグラ	2004年4月20日発行 株式会社ワニマガジン社
同	16677-4	グラビアコミックマガジンドキッ!	2004年4月号 株式会社竹書房
同	13991-4	COMIC パズーカ	2004年4月号 辰巳出版株式会社
同	09811-04	若妻たちの本当にあった不倫告白	2004年4月号 平和出版株式会社
同	08169-4	ホイップ	2004年4月号 株式会社コアマガジン
同	03911-4	monthly GON!	2004年4月号 ミリオン出版株式会社
同	04039-04	ザ・ベスト MAGAZINEORIGINAL	2004年4月号 株式会社ハローケイエンターテインメント
同	19151-4	ラビアン	2004年4月号 笠倉出版社
同	11585-4	愛の体験スペシャルDX	2004年4月号 株式会社竹書房
同	13773-04	コミック マノン	2004年4月号 株式会社マガジンマガジン

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第397号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院及び救急診療所の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道

保健福祉部医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

医療法人社団藤花会釧路谷藤病院（釧路市）

医療法人社団恵愛会茨戸病院（石狩市）

医療法人釧優会道東病院（釧路郡釧路町）

北海道告示第398号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人財団敬和会時計台病院の事項中「札幌市中央区北1条東1丁目2番地3」を「札幌市中央区北1条東1丁目2番地」に、「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項国家公務員共済組合連合会斗南病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項医療法人医仁会中村記念病院の事項中「札幌市中央区南1条西14丁目291番地190」を「札幌市中央区南1条西14丁目291番地」に、「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項医療法人社団カレスアライアンス天使病院の事項、医療法人札幌麻生脳神経外科病院の事項、医療法人禎心会病院の事項、医療法人社団光進会札幌月寒病院の事項及び医療法人豊和会札幌金谷病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項平岸外科整形外科医院の事項中「平成16.10.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項医療法人河西外科病院の事項及び医療法人社団北央病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項医療法人厚翔会桜台病院の事項中「医療法人厚翔会桜台病院」を「医療法人社団明日佳桜台病院」に改め、同項医療法人社団医新会札幌医新病院の事項中「医療法人社団医新会札幌医新病院」を「医療法人社団北海道恵愛会新札幌恵愛会病院」に改め、同項医療法人社団蘭友会札幌里塚病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

函館市の項函館中央病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

小樽市の項社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項社会福祉法人恩賜財団済生活支部北海道済生会小樽北生病院の事項中「社会福祉法人恩賜財団済生活支部北海道済生会小樽北生病院」を「社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院」に、「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項小樽掖済会病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

旭川市の項旭川脳神経外科病院の事項中「旭川市10条21丁目2番地の11」を「旭川市10条通21丁目2番地の11」に、「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項東旭川病院の事項中「東旭川病院」を「医療法人社団慈成会東旭川病院」に、「旭川市東旭川北1条6丁

目6番5号」を「旭川市東旭川北1条6丁目146番地1」に改める。

釧路市の項医療法人社団藤花会釧路谷藤病院の事項を削る。

帯広市の項財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項中「帯広市西4条南15丁目17番地」を「帯広市西4条南15丁目17番地3」に、「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改め、同項帯広脳神経外科病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

岩見沢市の項医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

網走市の項医療法人社団網走中央病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

江別市の項医療法人英生会野幌病院の事項中「江別市野幌町53番地」を「江別市野幌町53番地5」に、「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

千歳市の項医療法人同仁会千歳第一病院の事項中「千歳市東雲町1丁目8番地」を「千歳市東雲町1丁目11番地」に、「平成17. 1.31」を「平成19. 3.31」に改める。

石狩市の項医療法人社団恵愛会茨戸病院の事項を削り、同項石狩病院及び医療法人石狩南病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

今金町の項今金町国保病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

余市町の項社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

南幌町の項国民健康保険町立南幌病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

由仁町の項国民健康保険由仁町立病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

長沼町の項町立長沼病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

美瑛町の項美瑛町立病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

和寒町の項国民健康保険町立和寒病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

歌登町の項歌登町国民健康保険病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

滝上町の項滝上町国民健康保険病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

興部町の項興部町国民健康保険病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

日高町の項日高町立国民健康保険病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」に改める。

静内町の項医療法人静仁会静仁会静内病院の事項中「平成16. 3.31」を「平成19. 3.31」

に改める。

大樹町の項大樹町立国民健康保険病院の事項中「広尾郡大樹町暁町6番地」を「広尾郡大樹町暁町6番地2」に、「平成16.3.31」を「平成19.3.31」に改める。

土幌町の項土幌町国民健康保険病院の事項中「平成16.3.31」を「平成19.3.31」に改める。

池田町の項池田町立病院の事項中「平成16.3.31」を「平成19.3.31」に改める。

本別町の項本別町国民健康保険病院の事項中「平成16.3.31」を「平成19.3.31」に改める。

足寄町の項足寄町国民健康保険病院の事項中「平成16.3.31」を「平成19.3.31」に改める。

釧路町の項を削る。

北海道告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年3月31日、神竜土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、長沼土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、知内土地改良区が管理する伊藤頭首工に係る管理規程を認可した。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

伊藤頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成16年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
東大里	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工）	北海道檜山支庁
鷹栖西	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道上川支庁
女満別	同（農業用排水、暗きょ、客土）	北海道網走支庁
訓子府西	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗きょ、同土層改良、農用地造成、農地保全）	同

北海道告示第403号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
中の岱	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道空知支庁
中央	同	同
日進	同	同
瑞穂	同	同
栄	同	同
東夕張太	同	同
旭大	同	同
納内東	同（区画整理、農業用排水、農道、暗きょ）	同
自協	同	同
岩幌南	同	同
千秋	同（区画整理、農業用排水、客土、暗きょ）	同
新千代第5	同	同
面白内	同	同
中村北央	同	同
光栄北	同（区画整理、農業用排水）	同
光栄南	同	同
熊本	同（農業用排水、客土、暗きょ）	同
北斗南	同（農業用排水、暗きょ、農道）	同

新十津川	かんがい排水〔国営附帯〕	北海道空知支庁
長沼	同	同
西花月	中山間地域総合整備（農業用排水、ほ場整備、客土、暗きょ）	同
北月形	同	同
京極	同（農業用排水、ほ場整備、暗きょ）	同
鶴沼	同（農業用排水、ほ場整備、客土、暗きょ、農用地改良保全）	同
新城	ため池等整備〔用排水施設整備〕	同
稔北	畑地帯総合整備（農業用排水、暗きょ）	同
芽室北	同〔担い手育成型〕（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道十勝支庁
相川	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、暗きょ）	同
雄馬別	同〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きょ、区画整理、土層改良、農用地造成）	同
池田北西部	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、農道、暗きょ、区画整理、土層改良）	同

北海道告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成16年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成16. 3. 31	北石狩農業協同組合	川下左岸	基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ）
同	同	東裏東部	同

北海道告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成16年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成16. 3. 31	旭川市	千代ヶ岡中央	基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水）
同	同	忠別5	同

北海道告示第406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1

項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更に同意した。			
平成16年4月9日			
北海道知事 高橋 はるみ			
同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成16. 4. 1	岩見沢市	大願	維持管理
同	美唄市	同	同
同	北村	同	同

北海道告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成16年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
稚内市	樺岡	災害復旧（農業用施設）	平成16. 3. 19
同	川南	同	同 16. 3. 5
同	クトネベツ	同	同 16. 3. 12
穂別町	稲里	同（農地）	同 16. 3. 10
穂別土地改良区	安住	同（農業用施設）	同
同	栄	同	同
同	和泉	同	同
同	安住2	同	同 16. 3. 24

北海道告示第408号

道営土地改良（旭沢地区 災害復旧（農業用施設））事業の工事を昭和62年11月30日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 登別市富浦町2丁目33（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 解 除 の 理 由 海岸保全施設用地とするため 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村新生東2線557の1・558の2・協和東2線546の3・協和東3線547の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 3(1) 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町泉川3の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 4(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字茶志骨551の1・552の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため 5(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字古多糠726（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課並びに登録市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第410号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成16年4月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道公共事業電子情報化支援機器の賃貸借 1式（1月当たりの単価）	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>L 2 スイッチ A</td><td>13台</td></tr> <tr><td>L 2 スイッチ B</td><td>54台</td></tr> <tr><td>ルータ A</td><td>3台</td></tr> <tr><td>ルータ B</td><td>63台</td></tr> <tr><td>プロキシサーバ</td><td>1台</td></tr> </table> (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年9月1日（水）から平成17年3月31日（木）まで。 ただし予算の範囲内で、平成21年8月31日（月）を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年4月12日（月）から23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室技術管理課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理室技術管理課 5 入札執行の場所及び日時	L 2 スイッチ A	13台	L 2 スイッチ B	54台	ルータ A	3台	ルータ B	63台	プロキシサーバ	1台
L 2 スイッチ A	13台										
L 2 スイッチ B	54台										
ルータ A	3台										
ルータ B	63台										
プロキシサーバ	1台										

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 別館西棟北海道庁会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 北海道建設部建設管理室技術管理課）
- (2) 入 札 日 時 平成16年5月27日（木）午前10時（送付による場合は、平成16年5月26日（水）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落 札 者 の 決 定 方 法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当りの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当りの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契 約 書 作 成 の 要 否
要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道建設部建設管理室技術管理課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 010－231－4111

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- A. Nature and quantity of the products to be procured :
- a. Nature
- (a) Switch A
- (b) Switch B
- (c) Router A
- (d) Router B
- (e) Proxy Server
- b. Quantity
- (a) 13set
- (b) 54set
- (c) 3set
- (d) 63set
- (e) 1set
- B. Date and time for tender : 10:00 A. M., May27, 2004.
- C. Contact point of notice :
- Technological Management Division, Office of Construction Management, Department of Construction, Hokkaido Government,
- Kita 3, Nishi 6, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
- Phone : 011-231-4111 Extension 29-167

北海道告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 新開旭川線 旭川市神楽岡公園1番8地先から旭川市神楽岡公園1番3地先まで 平成16. 4. 9

北海道告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 東台留真線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
中川郡池田町字東台523番1地先（河川敷地）から中川郡池田町字東台514番46地先まで	前	10.00mから26.50mまで	693.00m	—
	前	17.00mから67.00mまで	711.00m	—
	後	17.00mから67.00mまで	711.00m	—

北海道告示第413号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

9日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の(11)登別海岸の登別市の項海岸保全区域の欄の5の事項を次のとおり改める。

- 5 登別地区海岸の次の基点Aから基点Kまでを順次に結ぶ線、基点Aと補点1とを結ぶ線、補点1から補点3までを順次に結ぶ線及び基点Kと補点3とを結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点A 座標値X＝－172,615.871、Y＝－89,128.615の地点
- 基点B 基点Aから方向角50度21分31秒の方向18.77メートルの地点
- 基点C 基点Bから方向角62度31分51秒の方向14.77メートルの地点
- 基点D 基点Cから方向角50度20分12秒の方向101.01メートルの地点
- 基点E 基点Dから方向角55度25分21秒の方向117.05メートルの地点
- 基点F 基点Eから方向角51度49分24秒の方向116.92メートルの地点
- 基点G 基点Fから方向角50度27分25秒の方向545.19メートルの地点

- 基点H 基点Gから方向角43度40分22秒の方向113.09メートルの地点
- 基点I 基点Hから方向角140度26分06秒の方向27.65メートルの地点
- 基点J 基点Iから方向角140度28分55秒の方向0.74メートルの地点
- 基点K 基点Jから方向角50度27分54秒の方向9.60メートルの地点
- 補点1 基点Aから方向角140度20分56秒の方向118.82メートルの地点
- 補点2 補点1から方向角50度52分12秒の方向32.57メートルの地点
- 補点3 補点2から方向角50度52分12秒の方向1016.69メートルの地点

北海道告示第414号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項東川町農業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。
上川町農業協同組合 平成16. 4. 1 上川町農業協同組合

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第42号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年4月9日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
医療情報統合システムソフトウェア並びにハードウェア 一式（1ヶ月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 別紙入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成17年5月1日（日）
- (4) 契 約 期 間 平成17年5月1日（日）から平成18年3月31日（木）まで。
ただし、予算の範囲内で、平成22年4月30日（金）を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の賃貸借及び情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 過去2年間に国又は地方公共団体と情報システムについて、総合的なシステム開発又はシステム運用のいずれかの業務に係る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 過去2年間に医療法（昭和23年法律第205号。）第4条の2第1項の規定に基づく特定機能病院における医療情報システムについて、総合的なシステム開発又はシステム運用のいずれかの業務に係る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて確実に履行した実績を有する者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年4月9日（金）から5月6日（木）まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学事務局医事・相談課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局医事・相談課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第1(A)会議室（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局医事・相談課）
- (2) 入 札 日 時 平成16年5月18日（火）午前10時（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、平成16年5月17日（月）17時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1ヶ月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局医事・相談課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011-611-2111 内線 3854

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

- (6) この入札の執行は、公開で行う。

- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of Integrated Hospital Information System 1 set

B. Bit tendering date and time : 10:00 A. M., May 18, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P. M., May 17.)

C. Contact : Medical Affairs / Consultation Division, Administration, Sapporo Medical University, Nishi 16-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan. Phone : 011-611-2111 Extension 3854

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年4月9日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成16年4月9日に一般競争入札の公告を行うベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検契約

(2) 資 格 ベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検契約の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 ベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成16年4月1日現在において、回転翼航空機の修理事業を営んでいること。

(6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 3トン以上の回転翼航空機の製造又は修理の能力があること。

(8) 国土交通省が発行する航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第36条の事業場認定書の交付を受けていること。

(9) 製造者のベル・ヘリコプター・テキストロン社から、ベル式412E P型ヘリコプターのCustomer Service Facilityの指定を受けていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 平成16年4月9日から30日まで

(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部地域部航空隊

イ 提出先の所在地 札幌市東区栄町964番地

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第54号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成16年4月9日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成16年9月24日まで
- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 平成16年北海道警察本部告示第53号に規定するベル式412E P型機体（だいせつ3号）5年定期点検契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
- 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）
- (2) 入 札 日 時 平成16年5月21日 午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 落札者の決定方法

- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 契約書作成の要否
- 要
- 9 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課
- イ 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- A. The nature and quantity of the services to be procured : Bell Model 412EP (Daisetsu-Ⅲ) 5-year inspection repair services
- B. Bid tendering time and date : 10:00A. M., May 21, 2004
- C. For further information, please contact : Facilities Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters
Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2282